

＜商品概要説明書＞ 当 座 貸 越

*本説明書は、事業資金を対象に作成されています

(平成17年4月1日現在)

商品名	当座貸越
商品の仕組	<ul style="list-style-type: none"> ・当座預金に貸越契約をセットした商品で、お客様が振り出した手形や小切手が取立に回ってきたときに当座預金の預金残高ではその決済に不足する場合、契約で決められた極度額を限度として自動的にその不足額を融資する商品です。 ・契約書として専用の「当座勘定貸越約定書」（以下、約定書といいます）を使用します。 ・約定書に貸越極度額、取引期限、利息等を記入し、契約者のご住所・ご氏名を自署いただき実印を押印していただきます。保証人を付ける場合は別途保証約定書により保証契約を締結していただきます。なお、署名にあたって法人の場合は所在地・商号等はゴム判による記名で結構です。 ・当座貸越の契約書は印紙税は非課税です。 ・当金庫との融資取引の基本契約を信用金庫取引約定書により締結します。(印紙税4千円要)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①②を満たし当金庫の会員になる資格を持ち、かつ健全な事業を営む方（個人・法人）。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地域に住所のある事業者の方。 ②当金庫の地区内に事業所を有する事業者（個人・法人）の方。
資金用途	事業資金（短期の運転資金：手形小切手決済資金）
お借入期間	原則として1年以内。期限到来毎に再審査をしたうえで更新可能な商品です。
ご融資額	事業規模と事業形態、業種、仕入先からの仕入代金の決済方法等により必要な資金額を算定し極度額（融資元本限度額）を決定します。なお保証人の保証する極度額は、融資元本限度額の120%とさせていただきます。この極度額が元本残高、利息、損害金等すべてを含んだ保証限度額です。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 利率は、お客様の財務状況、取引状況、保全状況（保証や担保）等によって異なります。 ・利率は変動金利方式とし、当金庫の短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利を基準金利として、基準金利の変動に伴いその変動幅と同一の幅で利率を引き上げたり引き下げたりします。基準金利は毎月7日を基準日として月1度見直し、変動があれば基準日から新金利が適用されます。 ・利息の計算は、毎日の最終貸越残高を貸越利息対象残高として次の計算式で算出します。 $\text{貸越利息} = \text{貸越残高} \times \text{貸越利率} \div 365$ ・上記により算出された利息を毎月第2日曜日に決算(集計)し翌日付で貸越元金に加算されます。(貸越元金があった場合。貸越元金がない場合は当座預金から引き落とされます。)
延滞損害金	・取引期限が到来し契約更新をしないことになった場合は、期限に貸越残高を返済しないと、返済されるまで年14%の遅延損害金を支払わなければなりません。
返済方法	当座預金への売上代金等の入金が貸越残高の減少させる、つまり返済となります。
保証人担保	<ul style="list-style-type: none"> ・返済可能と判定された場合でも、万が一の事態発生により返済不能となった場合の備えとして、保証人や担保を付けることを条件とさせていただく場合があります。 ・法人の場合、原則として代表者の方に保証人になっていただくほか、第三者を保証人に付けていただく場合があります。 ・個人事業主の方の場合、原則として第三者の方に保証人になっていただきます。 ・希望される極度額や取引状況等により条件が変わってきます。詳しくは窓口でご相談下さい。
極度額減額 貸越中止 解約	金融情勢の変化、債権の保全その他の事態発生のため、やむを得ないと当金庫が判断したときは、当金庫はいつでも極度額の減額、貸越中止、解約ができます。ただし、権利の濫用とならぬよう客観的合理的な根拠をお客様に提示しご説明することになります。
即時支払	<ul style="list-style-type: none"> ・取引期限到来以前でも主に次のような事態が発生した場合には、取引期限が到来したものとされそのときの貸越残高を即時一括して返済しなければなりません。(約定書第6条) *当然にそうなる場合…①契約者が、破産手続開始、民事再生手続開始等法的処分を申し立てたとき、②手形交換所の取引停止処分を受けたとき、③契約者又は保証人の預金が（仮）差押を受けたときなど。 *当金庫の請求に対する契約者の対応が不十分な場合…当金庫に対する債務に不履行があった場合（延滞等）、担保物件に差押があったとき、住所変更届をせず、所在不明となったとき等貸越金の返済に支障を来していると当金庫が判断し請求書を送付したものの、事態が改善を見せないとき。 ・この場合も貸越残高に対し年14%の延滞損害金利率が適用されます。(約定書第4条)